

駿河台大学大学院学費納付規程

平成 3年 4月 1日制定

平成29年 2月 9日最近改正

(目的)

第1条 この規程は、駿河台大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第40条第3項の規定に基づき、学費の納期、納付方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(学費)

第2条 学費とは、入学金、授業料、施設費及び実験・実習費をいう。

(学費の返還)

第3条 既に納付した学費は、返還しない。ただし、駿河台大学学費納付規程第3条各号に該当する場合に限り、返還する。なお、駿河台大学学費納付規程第3条第3号に「第5条の3」とあるのは、「駿河台大学大学院学費納付規程第4条の3」に読み替える。

(学費の納付金額)

第4条 学費の納付金額は、大学院学則別表第Ⅱ-2に掲げるところによる。

(修了とならなかった者の次年度授業料)

第4条の2 大学院学則第31条に規定する修了の認定に際して、修了に必要な所定単位数の不足により修了とならなかった者で、修了に必要な所定単位数を8単位以内で満たすことができる者の次年度授業料は、本来納付すべき授業料の2分の1とする。

(入学金の免除)

第4条の3 入学金は、次の各号に該当する者について本大学院所定の手続きにより特別に免除する場合がある。

(1) 駿河台大学の卒業生及びその子又は兄弟姉妹

(2) 駿河台大学に3年以上在籍した者で所定の単位を優れた成績をもって修得した者と本大学院が認めた者

(3) 駿河台大学の在学生の兄弟姉妹（ただし、在学中の兄弟姉妹がない場合で、複数人の兄弟姉妹が同年度に入学する場合にあっては、うち1名を対象外とする）

(4) 学校法人駿河台大学に在籍する専任教職員の子

(5) 本大学院と提携を結んでいる学校等の卒業者及び学校法人駿河台学園、学校法人駿台甲府学園、学校法人駿河台南学園等の駿台グループ関連法人等の教職員又は社員の子であって特別に認められた者

(科目等履修料等)

第5条 本大学院の科目等履修料、特別科目等履修料、研究料及び委託料については、[別表]に掲げるところによる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、学費の納付に関し必要な事項は、駿河台大学学費納付規程を準用する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

平成5年4月1日一部改正。

平成6年4月1日一部改正。

平成7年4月1日一部改正。

平成8年4月1日一部改正。
 平成9年4月1日一部改正。
 平成10年4月1日一部改正。
 平成11年4月1日一部改正。
 平成12年4月1日一部改正。
 平成15年4月1日一部改正。
 平成16年4月1日一部改正。
 平成19年4月1日一部改正。
 平成29年4月1日一部改正。

[別表] その他納付金

| | 検定料 | 科目等履修料等 | 登録料 |
|----------|--------|---------------|---------|
| 科目等履修生 | 5,000円 | 10,000円(1単位) | 40,000円 |
| 特別科目等履修生 | — | 当該大学院との協議に基づく | |
| 研究生 | 5,000円 | 授業料相当額の1/2 | 40,000円 |
| 委託生 | — | 10,000円(1単位) | 40,000円 |

*科目等履修生において、本学卒業生並びに東京都及び埼玉県に在勤・在住の場合は、各費用とも半額とする。

*登録料について、科目等履修生は初年度のみ納付することとし、研究生及び委託生が継続する場合は半額とする。